

## 任意接種

令和6年度  
川越市高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種説明書

肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の約2～3割を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。この制度で接種できる肺炎球菌ワクチンは、90種類以上ある肺炎球菌のうち、頻度の高い23種類の肺炎球菌について予防するものです。そのため、すべての肺炎を予防するものではありません。

こちらの予防接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。この説明書に記載された内容についてよく理解した上で、予防接種を受けましょう。不安な点は、医師にご相談ください。

なお、肺炎球菌ワクチンの予防接種を受ける法律上の義務はありません。この説明書をよく読み、予防接種による効果や副反応、健康被害救済制度などをよく理解し、接種をするかどうか検討してください。

## 1、対象者

下記①～④を全て満たす方

- ① 接種日時時点で川越市において住民基本台帳に登録があり、年齢が66歳以上である
- ② 定期接種の対象ではない
- ③ 定期接種を含め、川越市の助成を受けて接種したことがない
- ④ 過去5年以内に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種していない

※ この助成制度は、平成24年9月1日から開始しています。助成を受けたかどうか不明な方は、健康管理課にお問い合わせください。

## 2、予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は、市と委託契約を結んでいる川越市内の医療機関（委託医療機関）です。委託医療機関については、『健康づくりスケジュール』の委託医療機関一覧を参照してください。

## 3、実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 4、予防接種の受け方

- ① 市に接種希望を申し出て、対象であることの確認を受けたのち、予診票と説明書を受け取る。
- ② 委託医療機関に予約をする。
- ③ 説明書をよく読み内容を理解してから、接種当日の健康状態等について予診票を記入する。
- ④ 医師の問診、診察、予防接種についての説明を受ける。
- ⑤ 予診票の同意書部分に氏名を記入する。
- ⑥ 医師が接種可能と判断したときは、筋肉内又は皮下に肺炎球菌ワクチン0.5mlを1回接種する。

## 5、費用

接種後、委託医療機関に5,000円をお支払いください。

※生活保護受給世帯の方は生活保護受給証、中国残留邦人等支援給付制度受給の方は本人確認証を市内委託医療機関窓口へ提示すれば無料になります。その際、医療機関で生活保護受給証等のコピーを取りますのでご了承ください。

※現在のところ、川越市の助成を受けられるのは、定期接種も含め、1人につき生涯1回限りです。

## 6、持ち物

健康保険証など、現在の住所、氏名、生年月日を証明できる書類

※生活保護受給世帯の方は受給証、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方は本人確認証も持参してください。

## **7、予防接種を受けた後の注意点**

- ① 接種後は、接種部位を清潔に保ちましょう。
- ② 接種後2～4時間は、激しい運動や飲酒は避けましょう。接種後1時間を経過すれば入浴は差し支えありません。
- ③ 副反応は、接種後1週間程度注意が必要です。多くは2～4時間以内に現れますので、特に体調に注意しましょう。万一、全身のじんましん、高熱などの症状が現れた場合、速やかに医師の診察を受けてください。また、接種直後に急な副反応が発生するおそれがありますので、接種後30分程度は医療機関に留まるか、医師と速やかに連絡を取れるようにしてください。
- ④ ワクチン接種を受けた人であっても肺炎にかかることがあります。

## **8、予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方**

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ② 今まで受けた肺炎球菌の予防接種で2日以内に発熱のみられた方。又は、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられたことがある方
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは先天性免疫不全症の近親者がいる方
- ⑤ 肺炎球菌ワクチンの成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

## **9、予防接種を受けることができない方**

- ① 接種当日、明らかに発熱（37.5℃以上）している方
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ 肺炎球菌ワクチンの成分によって、アナフィラキシーショック（接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応）を起こしたことのある方
- ④ その他、医師の判断により予防接種を行うことが不適当な状態にある方

## **10、接種後に生じる可能性のある副反応**

- ① まれに生じる可能性のある副反応  
まれに次のような重篤な副反応が生じる可能性があります。このような症状が生じた場合は、速やかに医師の診断を受けてください。  
・アナフィラキシー様反応（呼吸困難、血管浮腫、じんましん、発汗等）・血小板減少  
・知覚異常、ギランバレー症候群等の急性神経根障害・蜂巣炎、蜂巣炎様反応
- ② その他の副反応  
通常、接種直後から2日から3日中に生じます。症状がなかなか改善しない場合や重い場合は、必ず医師の診断を受けてください。  
・局所の疼痛、熱感、膨張、発赤 ・筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱

## **11、他の予防接種との間隔**

肺炎球菌ワクチンと他のワクチンを接種する場合の間隔は特に定められていません。しかし一般的には、先に生ワクチンを接種した場合は27日以上、不活化ワクチン（インフルエンザワクチン等）を接種した場合は6日以上の間隔を空けます。また、肺炎球菌ワクチン接種後に、他のワクチンを接種する場合は6日以上の間隔を空けます。接種を受ける方の体調や持病も関係しますので、詳しくは接種をする医師にご相談ください。

なお、コロナウイルスワクチン接種の前後については、上記にかかわらず、必ず13日以上空けなければいけませんのでご注意ください。

## **12、健康被害救済制度について**

任意の予防接種により健康被害が発生した場合は、予防接種法に基づく救済は受けることができません。健康被害が発生した場合は川越市予防接種事故災害補償規則および独立行政法人医薬品医療機器総合機構による「医薬品副作用被害救済制度」により救済される可能性があります。支給額は予防接種法に基づく救済とは異なります。支給額や給付内容、給付申請の必要が生じた場合は担当にお問い合わせください。

【予防接種に関する問い合わせ先】

川越市保健所 健康管理課 予防接種担当 TEL 049-229-4123 FAX 049-225-2817